

[事案 26-165] 契約無効請求

・平成 27 年 11 月 5 日 和解成立

<事案の概要>

保険料払込免除制度について錯誤があったこと等を理由に、既払込保険料の総額と受取り済みの解約返戻金との差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、既払込保険料の総額と受取り済みの解約返戻金との差額を支払ってほしい。

- (1) 平成 23 年 2 月に契約した養老保険について、募集人から保険料払込免除制度についての説明がなかったので、同制度がないと思って契約したが、実際には、同制度があり、制度の利用は可能であった。
- (2) 平成 24 年 5 月に契約した養老保険について、募集人から保険料払込免除制度についての説明はあったが、被保険者の年齢が満 10 歳に達する前までしか同制度が適用されないことの説明はなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人が契約した内容は、保険料払込免除制度がある契約を希望していた当初の申立人のニーズに沿ったものであり、同制度がない契約内容と認識していたとしても申込みの意思表示がされたと認められる。
- (2) 申立人は保険金額、保険料額等の基本的な契約内容を理解したうえで申込みをしたものと認められる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対して、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、既払込保険料の総額と受取り済みの解約返戻金との差額の支払いは認められないが、募集人が、申立人に対して保険商品の内容について、正確な説明ができていないことから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。